

随意契約理由

令和 4 年(2022 年)4 月 1 日

契約担当課名	家庭ごみ事業課
発注担当課名	家庭ごみ事業課
契約名称	ペットボトル売却（単価契約）
契約内容	ペットボトル売却（単価契約）
契約締結日	令和 4 年 2 月 28 日
及び契約期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	米田産業株式会社
契約金額	2,145,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号に該当)</p> <p>本契約の履行にあたっては、市又は市の委託業者が収集、運搬するペットボトルの買取りができること、当該ペットボトルの搬入及び計量が行える処理施設を有していることが必要である。</p> <p>上記要件を満たす市内の業者が、令和 3 年度入札参加資格登録業者（物品不用品買受）10 社のうち、米田産業株式会社以外になかったため、随意契約を締結するものである。</p>